	調 書 (決定)
事件の表示	令和2年(受)第153号
決 定 日	令和2年10月13日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官裁判官裁判官裁判官	林 道 晴 戸 倉 三 郎 林 景 一 宮 崎 谷 子 宇 賀 克 也
当事者等	申 立 人 国 同代表者法務大臣 上 川 陽 子 同指定代理人武笠 圭 志ほか 相 手 方 高 野 邦
原判決の表示	広島高等裁判所平成31年(ネ)第54号(令和元年11 月6日判決)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年10月13日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 今 西 和 樹田 これは正本である。

令和2年10月13日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 今 西 和

